



日本中央競馬会  
特別振興資金助成事業

**牛白血病に関する衛生対策ガイドライン**

**牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン**

**牛のヨーネ病防疫対策要領**

**公益社団法人 中央畜産会**



## まえがき

口蹄疫は、近年においても韓国及び他の東南アジア諸国などで継続的に発生しており、我が国に侵入する可能性が極めて高い状況が続いています。また、牛肺疫は近年までアフリカ諸国等で発生が報告されています。そうしたなかでわが国では、平成 22 年の宮崎における口蹄疫の発生から 7 年が経過し、幸いにもその後の発生はありませんが、防疫意識の低下が懸念されるところです。

さらに、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性インフルエンザは韓国、台湾等で継続的に発生しており、平成 28 年度は我が国にも侵入しています。

(公社)中央畜産会は昨年度に日本中央競馬会特別振興資金助成事業により「口蹄疫・牛疫・牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」を刊行し、これらに関する情報を広く周知したところです。

また、国内では BLV、BVD、ヨーネ病、IBR、PED、オーエスキー病等の発生が続いています。これらの疾病は、急性経過による被害のみではなく慢性経過により治癒しないままの家畜が国内を移動することにより広く浸潤し、日本の畜産に経済的な被害を拡大しつつあります。

このため、今年度は「牛白血病に関する衛生対策ガイドライン」「牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン」及び「牛のヨーネ病防疫対策要領」を一冊にまとめ、県団体及び産業動物の診療にあたる獣医師の参考となるような啓発資料として冊子を作成しました。

ご好評いただいているハンディサイズの冊子に装丁しましたので、関係者への周知、生産現場における指導等にご活用いただければ幸いです。

平成 29 年 3 月

公益社団法人中央畜産会  
副会長 南波 利昭



## 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 牛白血病に関する衛生対策ガイドライン             | 1  |
| I 本ガイドラインの目的及び位置付け             | 3  |
| II 本病対策の基本的な考え方                | 3  |
| III 本病の農場内感染拡大防止対策（農場内伝播の防止）   | 4  |
| (1) 本病の浸潤状況にかかわらず実施する対策        | 4  |
| ① 注射針の確実な交換                    | 4  |
| ② 直腸検査及び人工授精時に使用する直検手袋の確実な交換   | 4  |
| ③ 除角、去勢、削蹄、耳標装着等の出血を伴う処置への対応   | 5  |
| (2) 本病の浸潤農場における対策              | 5  |
| ① 分娩・ほ乳時等の作業による感染ルートの遮断        | 5  |
| ② 吸血昆虫対策                       | 6  |
| ③ 農場における牛の配置                   | 8  |
| ④ 日常作業における順序                   | 10 |
| (3) 本病の農場内清浄化に向けた取組            | 10 |
| IV 本病の農場への侵入防止対策（農場間伝播の防止）     | 10 |
| (1) 繁殖雌牛の外部導入                  | 10 |
| (2) 預託放牧等                      | 11 |
| 参考 牛白血病の概要                     | 13 |
| 1 牛白血病について                     | 13 |
| 2 我が国における本病の発生状況ならびに BLV の浸潤状況 | 13 |
| 3 検査法                          | 15 |
| (参考文献)                         | 16 |
| 牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン     | 19 |
| 第 1 基本方針                       | 21 |
| 第 2 発生予防対策                     | 22 |
| 第 3 まん延防止対策                    | 23 |

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 牛のヨーネ病防疫対策要領                  | 27 |
| 第1 基本方針                       | 29 |
| 第2 定義                         | 29 |
| 第3 発生予防対策                     | 30 |
| 1 牛の所有者への助言又は指導               | 30 |
| 2 適切な飼養衛生管理                   | 30 |
| 3 牛の移動の際の証明等                  | 31 |
| 第4 患畜又は疑似患畜の判定                | 32 |
| 第5 患畜等確認時の防疫措置                | 32 |
| 1 患畜等の隔離                      | 32 |
| 2 殺処分命令                       | 32 |
| 3 消毒等                         | 32 |
| 4 患畜確認時の検査                    | 33 |
| 5 出荷農場に対する措置                  | 33 |
| 6 病性鑑定の実施                     | 33 |
| 第6 まん延防止対策                    | 33 |
| 1 まん延防止のための検査                 | 33 |
| 2 自主検査の推進                     | 34 |
| 3 自主とう汰の推進                    | 34 |
| 第7 検査証明書の交付                   | 34 |
| 別記様式例1                        | 35 |
| 別記様式例2                        | 36 |
| 別記様式例3                        | 37 |
| 別記様式例4                        | 38 |
| 参考資料                          | 39 |
| 牛ウイルス性下痢・粘膜病の防疫対策（イメージ）       | 41 |
| ヨーネ病対策                        | 42 |
| 我が国畜産物の安全の確保について              | 43 |
| 農場段階における HACCP 方式を活用した衛生管理の推進 | 44 |
| 我が国における家畜防疫体制                 | 45 |
| 家畜伝染病予防法の概要                   | 46 |
| 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律のポイント       | 47 |
| 国内防疫の取組                       | 48 |
| 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定       | 49 |
| 動物検査の取組                       | 50 |
| 動物検査の仕組み                      | 51 |
| 輸出検査の流れ                       | 52 |
| 日本からの畜産物の輸出に関する動物検査の現状        | 53 |
| 動物衛生課の組織・関係法律                 | 54 |

# 牛白血病に関する衛生対策 ガイドライン

〔平成 27 年 4 月 2 日〕



## I 本ガイドラインの目的及び位置付け

牛白血病のうち牛白血病ウイルス（bovine leukemia virus。以下「BLV」という。）により引き起こされる地方病性牛白血病（以下「本病」という。）は、近年、我が国での発生が増加しており、生産現場での被害も増加傾向にある。

このガイドラインは、BLVの農場内での感染拡大防止及び農場への侵入防止のために有効と考えられる衛生対策を示し、家畜の飼養者、家畜保健衛生所（以下「家保」という。）の職員、獣医師、家畜人工授精師、関係機関等が本病に関する現状を共有し、連携して本病の衛生対策に取り組むことにより、BLVの感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、BLVの浸潤率を低下させ、農場の清浄化につなげていくことを目的とする。

本病への衛生対策としては、家畜の飼養者、家保の職員、獣医師、家畜人工授精師、関係機関等が一体となって衛生対策に取り組むことが基本である。また、本ガイドラインは、まずは個々の農場の経営形態やBLVの浸潤状況等の実態を踏まえ、実行可能性を考慮しつつ、家保の職員、獣医師等の指導の下、着手可能な対策から講じることができるよう、取組の参考として活用されることを想定している。

なお、本ガイドラインについては、BLVの浸潤状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、適宜見直すこととする。

## II 本病対策の基本的な考え方

本病はBLV感染牛のうち数%のみが発症するが、その多くは長期間にわたり症状を示さず、発症した場合はリンパ節が腫大するなど様々な症状を呈する。発症牛が確認された農場においては、経済的な被害が生じることから、最終的には個々の農場におけるBLVの清浄化の達成を目指すことを基本とする。

BLVの感染拡大の原因は、汚染された注射針、直腸検査用手袋の連続的利用等による人為的な伝播、感染牛の乳汁を介した伝播、分娩を介した親子間の伝播、吸血昆虫（アブ及びサシバエ）の媒介及び直接接触による水平伝播等である。なお、本病に対する有効な治療法及びワクチンはない。

また、我が国におけるBLVの浸潤状況を平成21～23年度にかけて全国で調査した結果、感染したことを示す抗体陽性率が乳用牛で約4割、肉用繁殖雌牛で約3割となった。しかしながら、本結果は一部の農場の一時点における浸潤状況を示したものであり、多くの場合、個々の農場では自らの牛群がどの程度の浸潤状況にあるのか把握できていないものと考えられる。

一方、先述した本病の特性のみならず、個々の農場ごとに飼養形態及び浸潤状況が様々であること、我が国の牛の流通実態等を考慮すると、多くの農場におい

ては、短期間で清浄化対策を進めることは容易ではなく、経営状況に配慮しつつ、中長期的な視点に立って計画的に対策を講じていくことが求められる。

このため、我が国における本病の清浄化を効率的かつ効果的に進めるためには、まずは、生産の上流段階である繁殖農場（酪農農場を含む。以下同じ。）において比較的長期間飼育され、新たな感染個体を産出し、又は感染源となる可能性を有する肉用繁殖雌牛及び乳用雌牛（以下「繁殖雌牛」という。）を、本病への衛生対策に取り組む優先的な対象とすることが現実的な対応となる。

以上のことから、本病の対策としては、まずは、人為的な伝播を引き起こす行為を排除すること、繁殖農場において家畜の飼養者が自農場の浸潤状況を把握し、その状況、経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策を講じること、共同放牧場等における対策等他の牛群への感染拡大を防止する農場間伝播防止対策を講じ、伝播リスクを減らすことなどが基本となる。これらの対策は、家畜の飼養者ができることから継続して行うことが重要であるが、個々の農場のみの対応では清浄化を効率的かつ効果的に進めることは困難であることから、家保の職員、獣医師、家畜人工授精師、関係機関等と協力して、計画的に進める必要がある。

### Ⅲ 本病の農場内感染拡大防止対策（農場内伝播の防止）

#### (1) 本病の浸潤状況にかかわらず実施する対策

以下の①～③の対策を講じなければ、人為的に農場内で BLV を伝播させる可能性があり、さらに、他の病原体の感染も拡大させるおそれがあることから、農場内の本病の浸潤状況いかににかかわらず実施する必要がある。また、農場の浸潤状況が把握できている場合には、伝播リスクを最小化するため、以下の作業を行う際は、可能な限り非感染牛から実施する。

これらの人為的な伝播リスクが排除されない限り、他の対策を講じてもその効果が失われることになりかねないことを、家畜の飼養者のみならず獣医師、家畜人工授精師等全ての農場関係者が認識することが重要である。

##### ① 注射針の確実な交換

使用した注射針には血液が付着することから、注射針を複数の牛に使用することは BLV の伝播だけでなく、他の病原体の伝播リスクとなる。このため、感染牛であるか非感染牛であるかにかかわらず、同一の注射針を複数の牛に決して用いるべきではなく、使い捨ての注射針を使用することが望ましい。

##### ② 直腸検査及び人工授精時に使用する直検手袋の確実な交換

直腸検査及び人工授精時に用いる直検手袋は 1 頭ずつ必ず交換する。直腸

検査は明らかな出血が認められなくとも、肉眼では確認できない出血をしていることがあり、微量の血液であっても、直検手袋を介してBLVを伝播させる可能性がある。また、過去に非感染牛だった牛が、次の直腸検査や人工授精までの間に感染している可能性を考慮し、感染が明らかでない牛についても一度使用した手袋を再利用しない。さらに、妊娠鑑定時に用いるエコプローブもBLVを伝播させる可能性があることから、カバーで被覆して1頭ずつカバーを交換しながら用いる。

### ③ 除角、去勢、削蹄、耳標装着、鼻環装着等の出血を伴う処置への対応

本病は、感染牛の血液だけでなく、感染リンパ球が漏出する創傷面も感染源となる一方で、非感染牛では、創傷面がBLVの侵入経路になる。このため、出血を伴う処置を実施する際は、感染リスクを最小限にするため、あらかじめそれぞれの出血部位に適した止血を行う。また、除角を行う際には実施後、直ちに焼烙等を実施し、確実に止血を行う。

なお、使用後の除角器具、去勢用具、削蹄器具、耳標、鼻環の装着器等は1頭ごとに水を入れたバケツ等を用いて有機物を除去した後、通常農場で使用している消毒液を入れた別のバケツに浸漬しておく。また、複数頭の連続作業を考慮し、これらの作業器具は2つ以上用意し、1つを使用した後、その器具を消毒している間に、別の器具で作業を行うことが望ましい。

## (2) 本病の浸潤農場における対策

### ① 分娩・ほ乳時等の作業による感染ルートの遮断

次のことは、BLVの伝播リスクを伴うことから、十分に注意し、適切に対応することが望ましい。

#### ア 感染牛の分娩

分娩は出血を伴うことから、感染牛の分娩は、BLVの農場内感染拡大の要因となり得る。そのため、感染牛の分娩は他の牛が接触できないように分離して行い、分娩後は特に念入りに分娩場所を洗浄し、また、通常農場内で用いる消毒剤で消毒するなど、BLVの感染源となる血液等が分娩場所に残らないよう努める。分娩房など、構造的に区画できる分娩場所が準備できない農場においては、分娩後、当該分娩場所を中心に、より広範囲に洗浄及び消毒を行うことが望ましい。

#### イ 感染牛から生まれた子牛の取扱い

子牛の出生後のBLV感染リスクは、感染母牛との同居期間が長いほど高くなる。したがって、下記ウに留意して初乳を給与した子牛は、直ちに感染母牛から分離して飼育することが望ましい。また、BLVの感染

経路の4%程度が垂直感染と考えられていることを考慮すると、感染牛から生まれた子牛の生後検査を行うことはその後の本病対策に有効である。その際、感染母牛由来の初乳を摂取した子牛（生後～約6か月齢）であれば遺伝子検査を行うが、さらに、6か月齢時点で再検査することが望ましい。（移行抗体が消失するまでの生後6か月間程度は、抗体検査では感染の有無についての判断は不可能であることから、そのような牛については遺伝子検査を実施）

感染子牛を非感染子牛と分離して飼育することは、BLVの若齢期での感染拡大防止につながる。ただし、生後早期に感染した子牛の多くは持続性リンパ球増多症に進展する可能性が高いことから、将来的な牛群におけるBLVの感染拡大及びそれに伴う本病発症による損失を考慮すると、生後早期又は幼齢期に感染した牛を早期更新の対象にすることは合理的な対策である。

#### ウ 初乳の給与

BLV感染母牛由来の初乳中には、BLV感染リンパ球が存在し、子牛への感染源となる。したがって、感染牛の少ない農場の場合は、非感染牛由来の初乳又は初乳製剤を給与することが望ましい。感染牛が多い場合等、やむを得ず感染牛由来の初乳やプール初乳を給与する場合には、無処理のまま給与するのではなく、BLVの感染性を失わせるため、正確な温度制御が可能な加温器を用いて60℃で30分間加温したもの又は一度完全に凍結（家庭用冷凍庫でも処理可能）し、融解したものを給与する。

### ② 吸血昆虫対策

BLVは血液（感染リンパ球）を介して伝播することから、感染牛がいる農場においては吸血昆虫（アブ及びサシバエ）の発生が見られる時期に対策を講じることが重要である。吸血昆虫は、舎外から飛来してくるため、牛舎周囲にネットを設置することが有効である（写真1）。吸血昆虫対策においても、感染牛群と非感染牛群を分離飼育することが望ましく、例えば、（一定の高さの）ネット越しの牛に飛び移ることはないというアブの習性から、各群間にネットを張ることも有効である（写真2）。アブには網目が1cm以下のネットが、サシバエには網目が2mmのネットが、それぞれ効果的とされている。これは、感染牛を吸血した吸血昆虫が非感染牛へ移動するまでの時間が延長され、その間に吸血昆虫の口器に付着した感染血が乾燥（BLVが失活）し、非感染牛へのBLVの伝播を抑制することができるためである。

さらに、感染牛の血液を昆虫に吸血させないようにすることも重要である。近年の報告では、市販のペルメトリン製剤を活用し、用法・用量を守った上で、

週2回程度、感染牛にだけ使用することにより、農場内で感染牛から吸血する昆虫が減り、感染牛から非感染牛へのBLV伝播リスクは低減されることが示されている。

アブ対策として、アブの生息場所と牛舎の間にアブトラップを配置し、牛とアブの接触機会を減少させることも有効であるが、アブトラップだけでアブを防除することは困難である。アブトラップの使用を検討する場合には、その他の吸血昆虫対策の導入についても積極的に検討した上で、農場周囲の環境に応じて、アブトラップの設置場所や設置数を検討することが望ましい。

また、サシバエ対策としては、日常の衛生対策が基本だが、脱皮阻害剤の定期散布による幼虫駆除やサシバエの休息場所を減らすための周辺の除草が有効とされている。



写真1 牛舎の周囲にネットを設けた農場の外観(例)



写真2 農場内部におけるネットの設置例

簡単な仕切りを導入してネットを打ち付けることで、ネットと支柱間に隙間ができないようにしている。また、この農場では牛の体高プラス1m程度でネットを張り、アブがネットを越えられないようにしている。(写真1及び2は、岩手県畜産課提供)



## 成功事例の紹介（富山県の酪農農場の例）

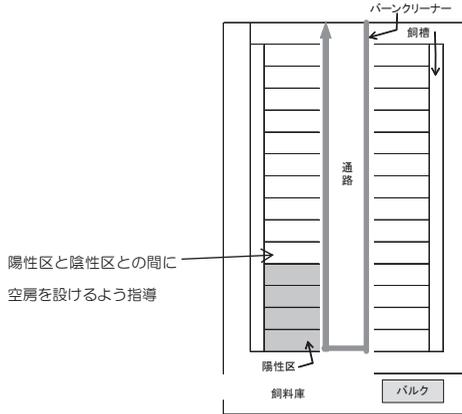
### 1. 農場の概要

1 畜舎（約 15m × 30m）に約 25 頭飼養。繋ぎ飼育（対尾式）。

### 2. 対策の概要

#### ① 分離飼育（平成 22 年～）

感染牛を牛舎の端につなぎ替えるとともに、感染牛の搾乳は最後に行う。



#### ② 人為的感染防止の徹底（平成 22 年以前から実施）

注射針の 1 頭 1 針の徹底。直検手袋の 1 頭ごとの交換の徹底。耳標、鼻環装着器具等の消毒徹底。感染牛から後継牛を取らない。

#### ③ BLV 陰性牛の導入（平成 22 年～）

導入元に BLV 検査を求め、（相対取引により）陰性牛のみを導入。

### 3. 陽性率の推移

平成 20 年の陽性率は 30.8%。上記対策の結果、新たな陽転牛は確認されず、また、陽性牛の死亡・とう汰により、平成 24 年に陽性率 0% を達成。

| 期間内<br>各頭数 | H22.6<br>～<br>H22.12 | H22.12<br>～<br>H23.6 | H23.6<br>～<br>H23.12 | H23.12<br>～<br>H24.6 |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|            | －死亡                  | 2(1)                 | 2(1)                 | 1(0)                 |
| －淘汰        | 2(0)                 | 3(1)                 | 3(0)                 | 3(0)                 |
| ＋導入        | 6(0)                 | 1(0)                 | 7(0)                 | 2(0)                 |
| ＋陽転        | 0                    | 0                    | 0                    | 0                    |



（注）括弧内は、陽性牛の数

#### ④ 日常作業における順序

農場内での搾乳等の日常作業において、機械や手指を介した BLV 伝播が起こる可能性がある。したがって、これらの作業は非感染牛群から行うことが望ましい。分離飼育が可能な農場ではもちろんのこと、それが実施できない農場においても、BLV 伝播リスクを低減する観点から、牛に接触する作業の順序は非感染牛群から開始することが有効な対策となる。

このような対策を行うためにも、定期的に検査を実施し、感染牛と非感染牛を把握することが重要である。

### (3) 本病の農場内清浄化に向けた取組

本病の清浄化を目指す繁殖農場においては、はじめに、農場内の牛群の全頭検査を実施し、感染牛を把握することが基本になる。続いて、Ⅲの(1)及び(2)に示す対策に加えて、経営面を考慮した上での感染牛の計画的な更新及びⅣに示す侵入防止対策等、清浄化に向けた取組を実施する。

なお、清浄性が確認されている農場及び清浄化を達成した農場については、後述するⅣに示す外部からの侵入防止対策とともに、Ⅲの(1)に示す対策を継続的に講じることにより、清浄性の維持に努める。

感染牛を早期に更新できない場合は、血液検査やリアルタイム PCR 法を活用し、各感染牛のリンパ球数、血中ウイルス遺伝子量、年齢、生産性等を考慮した上で、各農場の状況に応じ、更新の優先順位を付け、それに沿って非感染牛の導入を図ることで清浄化が進展するよう努める。また、可能な限り毎年秋期に、前年の検査で陰性だった個体の抗体検査又は遺伝子検査を実施し、農場内の最新の感染状況を把握するとともに、更新の優先順位を改めて検討するよう努める。

感染牛からの後継牛生産については、垂直感染、初乳感染等の感染リスクがあることに留意し、可能であれば非感染牛から後継牛を生産するよう努める。なお、BLV の卵子への感染は認められないため、感染牛から後継牛を作出する必要がある場合には、受精卵移植を活用した作出を検討することも可能である。ただし、レシピエントが感染牛であった場合、子宮内感染が起こる可能性があるため、レシピエントが感染していないことを確認する必要がある。

## Ⅳ 本病の農場への侵入防止対策（農場間伝播の防止）

### (1) 繁殖雌牛の外部導入

Ⅱで述べたように、中長期的に国内における BLV の浸潤率を下げっていくためには、生産の上流段階である繁殖農場において対策を実施することが重要である。このため、まずは、農場における供用期間が比較的長い繁殖雌牛の BLV 感染の

有無を把握し、感染牛との隔離や吸血昆虫対策等の農場内感染拡大防止対策を講じて、新たな感染牛の発生リスクを最小化することが重要である。

自農場の繁殖雌牛における感染状況がある程度把握している繁殖農場において繁殖雌牛を導入する場合は、抗体検査（寒天ゲル内沈降反応、受身赤血球凝集反応又はエライザ法）又は遺伝子検査を実施し、陰性が確認された牛を導入することが望ましい。しかしながら、現状の本病浸潤状況や牛の流通実態を踏まえると、現実的には陰性が確認された牛の導入が困難なケースが多いことから、感染の有無が不明の牛については、導入後、可能な限り早期に検査を実施することが望ましい。

抗体検査又は遺伝子検査で陽性と判明した場合は、陽性牛は新たな感染源となり得ることから、当該牛を非感染牛から分離して飼育するなど、Ⅲに示す農場内感染拡大防止対策に努める。

## (2) 預託放牧等

預託先となる牧場や共同放牧場等では預託前に抗体検査又は遺伝子検査を実施し、感染牛群と非感染牛群とに分けて飼育し、非感染牛を感染させずに預託を終了させることが重要であり、そのためには、預託元農場は預託前に家保や民間検査機関等に依頼して抗体検査又は遺伝子検査を実施することが望ましい。

具体的な区分の仕方については、感染牛群と非感染牛群が接触できるような隣接する区域は使用しないことが望ましいが、それが困難な場合には、区域間に2～3mの間隙を設けることにより、区域を越えた牛同士の直接接触を避けられ、吸血昆虫によるBLVの伝播リスクを低減できると考えられる。感染牛群と非感染牛群の区域設定が困難な放牧場については、非感染牛群を先に放牧する時間差放牧を採用し、感染牛群と非感染牛群の接触を避けるとともに、物理的な距離を確保することが効果的である。

牧柵等に針金やバラ線等の先端の尖った材料を使用すると、それにより生じた感染牛の創傷から感染リンパ球が漏出し、感染源となる。非感染牛の創傷は感染リンパ球の侵入経路となることから、このようなりスクを踏まえ、放牧場では牛が接触できる場所においては、可能な限り創傷を引き起こさないよう、針金やバラ線の使い方を工夫する。

預託終了時は、非感染牛群内の感染状況の把握のため、非感染牛群の抗体検査又は遺伝子検査を実施するとともに、感染牛群を含めた全頭感染状況を把握し、当該状況を預託元に伝えた上で牛を返却することが望ましい。仮に、預託期間が長期にわたる際には、基本的に、非感染牛群について6か月ごとに定期的な抗体検査又は遺伝子検査を実施し、最新の感染状況の把握に努める。いずれかの検査において非感染牛群から感染牛が摘発された場合、当該感染牛を感染牛群で飼育

## 成功事例の紹介（山形県の公共放牧場の例）

### 1. 農場の概要

放牧規模：約 200 頭、放牧期間：5 月上旬～10 月下旬

### 2. 対策の概要

#### ① 吸血昆虫対策（平成 20 年～）

アブトラップの設置（牧区内 4 か所）、  
忌避剤含有耳標を全頭に装着。



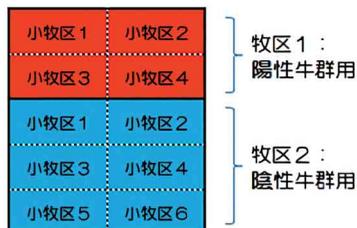
写真：アブ捕殺用ボックストラップ  
（自作品）（山形県畜産課提供）

#### ② 人為的感染防止の徹底（平成 20 年～）

注射針の 1 頭 1 針の徹底。直検手袋の  
1 頭ごとの交換の徹底。耳標、鼻環装  
着器具等の消毒徹底。（Ⅲ（1）③を参照）

#### ③ 分離放牧（平成 21 年～）

抗体陽性群用及び陰性群用の牧区に分  
けて放牧。牧区はさらに小牧区に分け、  
各牧区間での牛群の隣接が起こらない  
よう、小牧区を移動させる（例えば、  
右の模式図で、牧区 1 小牧区 3 に牛が  
いる場合には、牧区 2 小牧区 1 に牛を  
配置しない）。



### 3. 陽転率の推移

放牧前後に抗体検査を行い、陽転率（放牧前に陰性だった牛が放牧後にどれだけ陽転したか）を計算。対策の実施により、陽転率は 49.4%（平成 19 年）から 11.3%（平成 21～24 年）に低下。

| 区分        | 対策                        | 放牧前<br>陽性頭数 | 放牧前<br>陰性頭数 | 放牧後<br>陽転頭数<br>(陽転率%) |
|-----------|---------------------------|-------------|-------------|-----------------------|
| H19年      | —                         | 88          | 77          | 38(49.4%)             |
| H20年      | 吸血昆虫対策<br>人為的感染防止         | 97          | 59          | 17(28.8%)             |
| H21年      | 吸血昆虫対策<br>人為的感染防止<br>分離放牧 | 96          | 67          | 4(6.0%)               |
| H22年      |                           | 62          | 80          | 15(18.8%)             |
| H23年      |                           | 51          | 63          | 8(12.7%)              |
| H24年      |                           | 45          | 91          | 7(7.7%)               |
| H21～H24年計 |                           | 254         | 301         | 34(11.3%)             |

し、非感染牛群内での更なる BLV の感染拡大を防止する。

預託元農場においては、預託先から返却された牛の再導入時に、それらの感染状況を把握し（不明な場合は、再導入前に抗体検査又は遺伝子検査を実施することが望ましい。）、感染牛は非感染牛から分離して飼育するなど、Ⅲに示す農場内感染拡大防止対策に努める。

## <参考>牛白血病の概要

### 1 牛白血病について

牛白血病は、体表リンパ節及び体腔内リンパ節の腫大等の異常を示す疾病で、地方病性（成牛型）と散発性に分類される。散発性牛白血病は発症年齢とリンパ腫の発生臓器の違いから子牛型、胸腺型及び皮膚型に分類されるが、その発生原因は未だ不明である。一方、地方病性牛白血病（enzootic bovine leucosis：EBL）は、牛白血病ウイルス（bovine leukemia virus：BLV）の感染により引き起こされる疾病で、散発性と合わせて牛白血病と総称する。なお、BLV はヒトの白血病の原因ウイルスとは全く異なるものである。

BLV は、レトロウイルス科デルタレトロウイルスに属するウイルスで、牛のリンパ球に感染し、抗体が産生された後も排除されず、持続感染する。これらの牛の多くは長期間、臨床的には健康な無症状キャリアーとなる。また、感染牛の約30%は持続性リンパ球増多症を呈する。また、数%の感染牛は数か月～数年の無症状期を経て、B細胞性の白血病／リンパ腫を発症する。したがって、大部分のBLV感染牛はEBLを発症すること無く経済動物としての役割を全うできる。

発症牛では、削瘦、元気消失、眼球突出、下痢、便秘等を呈し、体表リンパ節や骨盤腔内の腫瘍の触知により診断が可能である場合もある。末梢血液中には量的な差はあるが常に異型リンパ球の出現がみられる。腫瘍形成は全身リンパ節を中心に、全身諸臓器に広く認められるが、リンパ節以外では特に心臓、前胃、第4胃、子宮に顕著である。組織学的にはいずれも著しい腫瘍細胞のびまん性増殖がみられ、激しい組織崩壊をもたらす。発症牛は予後不良である。

### 2 我が国における本病の発生状況ならびに BLV の浸潤状況

我が国の牛白血病は、昭和2年に岩手県において初めて発生が報告されて以来、全国において発生が認められている。本病は平成9年まで全国的な発生状況を知ることができなかったが、家畜伝染病予防法の改正により届出伝染病に規定され、平成10年以降届出が義務づけられた。その結果、発生頭数は、平成13年までは200頭以下の推移であったが、平成15年には407頭と急増し、以降平成20年に1,000頭を超えた後も、さらに増加傾向にある（図1）。

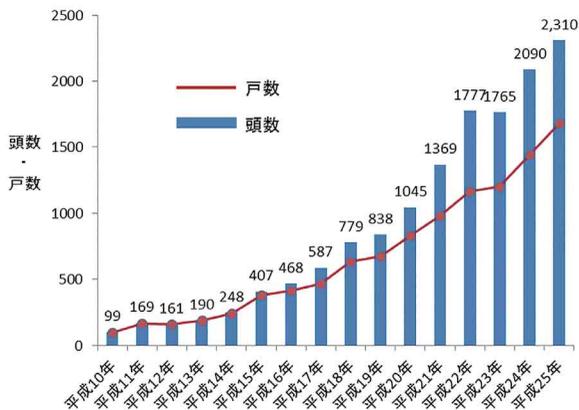


図1 牛白血病の発生頭数、発生戸数の推移

BLVの国内浸潤状況については、昭和55～57年に農林水産省家畜衛生試験場が中心となり、牛白血病の抗体調査が全国規模で行われた。その結果、抗体陽性率は乳牛で約4%、肉牛では約7%であった（伊藤 全、1987）。以来、全国的な調査は実施されてこなかったため、農林水産省レギュラトリーサイエンス新技術開発事業により、平成21～23年度に全国調査を実施したところ、抗体陽性率は6ヶ月齢以上の乳用牛で40.9%、肉用繁殖牛で28.7%を示し、過去25年の間にBLV感染が国内で顕著に拡大したことが明らかになった（H23年度RS事業報告書）（図2）。

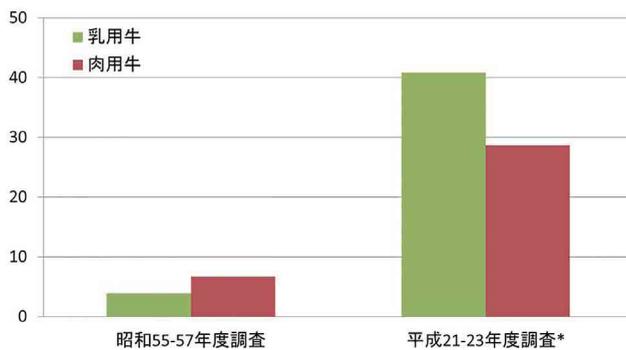


図2 牛白血病ウイルス抗体陽性率の変遷

\*農林水産省レギュラトリーサイエンス新技術開発事業実績（平成21～23年度）

また、年齢別の抗体陽性率は、乳用牛では4歳までに徐々に増加し、それ以降は約45%で一定に、肉用繁殖牛では3歳までに徐々に増加し、それ以降は約30%で一定となる傾向が認められている（図3）。

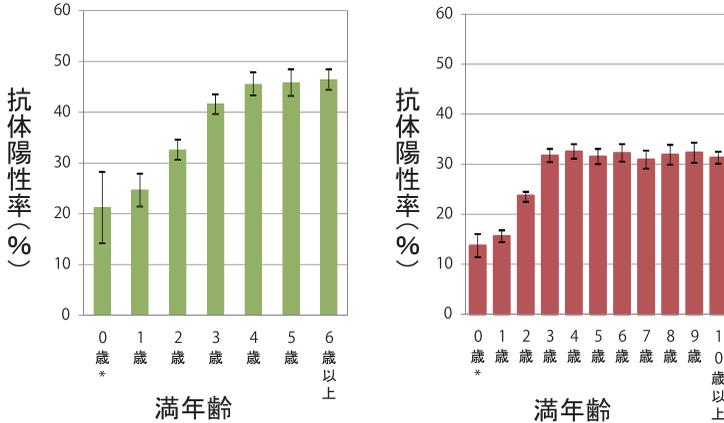


図3 牛白血病ウイルスの満年齢別抗体陽性率

(左：乳用牛、右：肉用繁殖牛、\*：ともに満6ヶ月齢以上、エラーバーは95%信頼区間)  
農林水産省レギュラトリーサイエンス新技術開発事業実績（平成21～23年度）

### 3 検査法

血清反応による検査法が確立する昭和50年代前半までの牛白血病診断は、末梢血単核球数の増加と異型リンパ球の検出であったことから、BLVの感染は発症後のみ診断が可能であった。現在はシンシチウム（多核巨細胞）法を用いたウイルス分離、受身赤血球凝集試験（passive hemagglutination reaction：PHA）による抗体検出に基づく診断が可能となっている。また、諸外国では早くから高感度で多検体処理が可能なELISA法が利用されてきたが、現在は我が国でも診断用ELISAキットが実用化、市販されている。ただし感染母牛から生まれた子牛は、初乳を通じてBLV抗体を通常獲得するため、移行抗体が消失するまでの6ヶ月程度はいずれの抗体検査でも感染の有無は判断できないことに留意する。

一方、1990年代に入りBLV遺伝子を検出するPCR法が開発され、これを用いることにより、移行抗体の存在する子牛、あるいはそれ以上の月齢牛の感染初期においても、早期摘発が可能である。さらに近年、通常のPCR法とほぼ同等の感度を有し、加えてBLV遺伝子量が測定可能なリアルタイムPCR法も活用されている。

現在我が国で実施されている牛白血病検査の一覧とそれぞれの特性を下表に示す。

表 牛白血病の検査法と特性

| 検査対象 | 検査法              | 説明   |
|------|------------------|--|
| 血液   | 塗抹標本の鏡検          | 末梢血におけるリンパ球数の増加や異型リンパ球の有無により牛白血病の発症を判定する。  |
|      | シンシチウムアッセイ       | 血液細胞に感染しているウイルスを検出する。牛の血液から分離されたリンパ球を、牛やめん羊の胎子肺や筋肉細胞と混合培養すると、培養細胞は合体体を形成する。                |
| 病原体  | PCR<br>リアルタイムPCR | 細胞の遺伝子に組み込まれている牛白血病ウイルス(プロウイルス)を検出する。非特異反応を減少させるため、血液から抽出するDNAは純度の高いものを使用すること。             |
|      | 動物接種試験           | 感染が疑われる牛の血液を、牛白血病ウイルスの感受性動物であるめん羊に接種し、抗体の上昇及びウイルスの増殖を検出する。                                 |
| 感染抗体 | 受身赤血球凝集反応 (PHA)  | 牛白血病ウイルス抗原を赤血球表面に非特異的に吸着させたものと被検血清を反応させる。牛白血病ウイルス抗体が存在すれば赤血球が凝集する。                         |
|      | 固相酵素抗体法 (ELISA)  | 牛白血病ウイルス抗原をプラスチックプレート底面に結合させ、被検血清を反応させた後、酵素標識した2次抗体、酵素に対する発色基質を反応させる。牛白血病ウイルス抗体が存在すれば発色する。 |

## (参考文献)

Agresti, A., Ponti, W., Rocchi, M., Meneveri, R., Marozzi, A., Cavalleri, D., Peri, E., Poli, G., Ginelli, E., 1993, Use of polymerase chain reaction to diagnose bovine leukemia virus infection in calves at birth. *Am J Vet Res* 54, 373-378.

Chung YS, Prior HC, Duffy PF, Rogers RJ, Mackenzie AR. The effect of pasteurisation on bovine leukosis virus-infected milk *Aust Vet J*. 1986 Nov; 63(11):379-80

DiGiacomo, R. F., Studer, E., Evermann, J. F., Evered, J., 1986. Embryo transfer and transmission of bovine leukemia virus in a dairy herd. *J. Am. Vet. Med. Assoc.* 188(8): 827-828

Hopkins SG, DiGiacomo RF, Evermann JF, Parish SM, Ferrer JF. Trauma and rectal transmission of bovine leukemia virus in cattle: *J Infect Dis.* (1988) 158 (5):1133-1134.

Kanno, T., Ishihara, R., Hatama, S., Oue, Y., Edamatsu, H., Konno, Y., Tachibana, S., Murakami, K., 2014. Effect of Freezing Treatment on Colostrum to Prevent the Transmission of Bovine Leukemia Virus. *J. Vet. Med. Sci.* 76(2): 255-257

Romero, C. H., Cruz, G. B., Rowe, C. A., 1983. Transmission of bovine leukemia virus in milk. *Trop. Anim. Health Prod.* 15(4): 215-218.

小沼操, 2004, BLV 伝播とその清浄化. *臨床獣医* 22, 15-19.

大橋比奈子, 道下久美, 南澤昇, 吉原雅子, 高木裕, 村上賢二, 2011, 食肉衛生検査における乳用牛を対象とした牛白血病ウイルス (BLV) 保有状況調査および卵

巢組織からの BLV 遺伝子の検出. 獣医畜産新報 64, 569-573.

村上賢二、2009、地方病性牛白血病の我が国における現状とその対策について  
山口獣医学雑誌 36、5-30



# 牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する 防疫対策ガイドライン



# 牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する 防疫対策ガイドライン

平成 28 年 4 月 28 日 28 消安第 734 号  
農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知

## 第 1 基本方針

- 1 牛ウイルス性下痢・粘膜病（以下「本病」という。）は、牛ウイルス性下痢ウイルス（以下「BVDV」という。）の感染を原因とし、感染牛で下痢、呼吸器症状等がみられるほか、妊娠牛では流産、産子の異常等の繁殖障害もみられる疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病である。
- 2 通常、本病は、牛が BVDV に感染してから 2～3 週間後に、体内で十分な抗体を産生して BVDV を排除することから、症状は一過性で回復する。しかし、妊娠牛に感染した場合、胎子は感染時の胎齢によっては、生涯にわたって BVDV を体内に保有し続けるとともに体外に排出し続ける持続感染牛（以下「PI 牛」という。）となって産出され、同一牛群内の汚染源になるとともに、他農場への伝播源となる。
- 3 我が国における本病の防疫対策については、家畜防疫対策要綱（平成 11 年 4 月 12 日付け 11 畜 A 第 467 号農林水産省畜産局長通知。以下「要綱」という。）に基づき、発生地域における計画的な予防接種の実施による発生予防と PI 牛の自主的とう汰に重点を置いて実施してきたところである。このような中、国内飼養牛における本病の発生が増加傾向で推移し、全国的なまん延も危惧されていることから、本病の防疫対策をより効果的かつ効率的に実施するため、要綱による対策と併せ、本ガイドラインに基づく防疫措置を講じることにより本病のまん延防止を図る。
- 4 都道府県は、PI 牛の頭数の減少を図り、本病の清浄化に資するため、要綱及び本ガイドラインに基づき、発生状況等に応じた防疫対策を推進する。都道府県及び関係機関・団体は連携して、乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の所有者（管理者及び飼養者を含む。以下「繁殖雌牛等の所有者」という。）に対し、
  - (1) 本病に関する知識の普及・啓発
  - (2) 適切な飼養衛生管理、農場における定期的な検査による PI 牛の摘発及び自主的とう汰の実施の助言

(3) 必要に応じた予防接種の実施の指導等、地域一体となった対策を推進する。  
また、都道府県は、以上の対策を複合的に推進することが最も効果的かつ効率的であることを踏まえ、第2及び第3の対策の全てを推進する。

5 都道府県は、肥育牛の所有者（管理者及び飼養者を含む。以下同じ。）に対しても、本病に関する知識の普及・啓発を行うとともに、地域一体となった対策に協力するよう要請する。肥育牛の所有者は、地域一体となった対策に協力するとともに、少なくとも第2の2及び第3の3の対策に取り組むことが望ましい。

6 なお、本ガイドラインは、PI牛の摘発及び自主的とう汰、予防接種の実施等によるPI牛の頭数の減少を目的としているものであることから、PI牛の摘発状況の変化、科学的知見・技術の進展等を踏まえ、適宜内容を見直し、本病の清浄化を推進する。

## 第2 発生予防対策

都道府県又は繁殖雌牛等の所有者は、本病の発生を予防するため、次の1から4までの措置を実施することが望ましい。

### 1 本病に関する知識の普及・啓発

都道府県は、関係機関・団体と連携し、繁殖雌牛等の所有者に対し、本病に関する知識の普及・啓発を行うとともに、法第12条の3の飼養衛生管理基準を遵守するよう指導する。

### 2 適切な飼養衛生管理

繁殖雌牛等の所有者は、法第12条の3の飼養衛生管理基準を遵守する。また、初乳中に含まれる抗体が十分に予防的役割を果たすことから、新生子牛に対し、適切に初乳を摂取させる。なお、本病を疑う症状が確認された場合には、速やかに獣医師又は家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受ける。

### 3 生体導入による侵入の防止

- (1) 繁殖雌牛等の所有者は、PI牛の侵入等を防止するため、導入牛の抗原検査（RT-PCR、ウイルス分離又は抗原検出ELISA。以下同じ。）や隔離に努める。なお、導入牛が妊娠牛の場合は、導入牛がPI牛でなくてもその分娩子牛がPI牛である可能性があることに留意する。
- (2) 預託牧場、共同放牧場等は、預託前に飼養農場において実施した抗原検査が陰性の牛のみ預託を受けるよう努める。

#### 4 予防接種の励行

繁殖雌牛等の所有者は、飼養牛へのBVDVの感染予防及びPI牛の産出リスク低減のため、発生状況等に応じて、予防接種を励行する。

都道府県は、獣医師に対し、妊娠牛等への生ワクチンの接種により胎子がPI牛となる可能性があること、免疫が交差しない複数の遺伝子型が存在すること等を踏まえ、予防接種に当たってはワクチンの接種時期及び種類に十分注意するとともに、用法、用量及び使用上の注意を厳守して使用するよう助言を行う。

### 第3 まん延防止対策

都道府県又は繁殖雌牛等の所有者は、本病のまん延を防止するため、次の1から4までの措置を実施することが望ましい。

#### 1 PI牛を摘発するための検査の実施

繁殖雌牛等の所有者は、PI牛を摘発するため、少なくとも年1回は以下の(1)による検査を実施する。ただし、農場内の全ての牛(妊娠牛がいた場合、その分娩子牛を含む。)について抗原検査を行った結果、当該農場における本病の清浄性を確認した場合には、その後は他農場から新たに導入した牛(妊娠牛の場合、その分娩子牛を含む。)のみを対象とした抗原検査をもって(1)による検査に代えることができるものとする。

都道府県は、当該検査が円滑に行われるよう、関係機関・団体と連携し、繁殖雌牛等の所有者に対し、PI牛を摘発するための検査の方法、検査機関等の周知を図るとともに、可能な限り地域全体で検査が行われるよう協力を促す。この際、都道府県は、当該検査で陽性となった場合の防疫対応について、事前に繁殖雌牛等の所有者に周知する。

- (1) 繁殖雌牛等の所有者は、バルク乳(複数農場の生乳を合せた合乳を含む。以下同じ。)を用いたRT-PCR、スポットテスト※又は5条検査の余剰血清等(プール血清を含む。)を用いたRT-PCRのいずれかの方法によるスクリーニング検査を実施する。
- (2) (1)の検査で陽性となった農場又は病性鑑定等によりPI牛が摘発された農場については、農場内の全ての牛を対象として、各個体ごとに抗原検査を実施する。
- (3) (2)の検査で陽性となった牛については、少なくとも3週間の間隔をあけて再度抗原検査を実施し、PI牛の判定を行う。この間、当該牛が他の牛と可能な限り接触しないよう隔離等のまん延防止対策を講じるほか、妊娠牛とは接触しないよう特に注意する。

※スポットテストの例

<検査方法>

農場内で6から12か月齢のBVDVワクチン未接種子牛を3頭抽出し、血清中和試験及びウイルス分離の結果から、PI牛の存在を推定。

<判定基準>

3頭中2頭以上で抗体価64倍以上又は1頭以上でウイルス分離陽性の場合、農場内にPI牛が存在する可能性が高いと判定。

<備考>

肉用繁殖雌牛を飼養している農場等において、本病のワクチン接種により6から12か月齢のワクチン未接種子牛を3頭抽出することが困難な場合は、飼養牛のプール血清（100検体まではプール可能。）を用いたRT-PCR等によるスクリーニング検査を実施。

## 2 PI牛が摘発された農場（以下「摘発農場」という。）における対応

- (1) 1の検査でPI牛が摘発された繁殖雌牛等の所有者は、当該PI牛の自主的とう汰以降10か月間に摘発農場で生まれた新生子牛について、出生後、速やかに抗原検査を実施する。ただし、当該PI牛が存在していた期間及びその期間における新生子牛の胎齢（胎齢18～125日齢の妊娠牛にBVDVが感染した場合、その分娩子牛がPI牛となる。）を踏まえ、10か月未満とすることができる。なお、少なくとも生後5か月未満の牛を検査する場合には、移行抗体の影響を受ける可能性があることに十分注意する。

また、PI牛が摘発された時点で、当該PI牛が存在していた期間に摘発農場において飼養していた妊娠牛が他農場に移動していた場合には、可能な限り当該他農場を特定し、その分娩子牛について、出生後、抗原検査を実施する。

- (2) なお、PI疑い牛（1回目の抗原検査の結果が陽性で、2回目の検査までの間に死亡又は廃用とう汰され、PI牛の判定に至らなかった牛）が摘発された農場においても（1）と同様に対応する。
- (3) PI牛が他農場からの導入牛であった場合には、摘発農場及び当該他農場において、1の（2）の検査を実施する。ただし、PI牛が摘発された日から過去1年以内に1の（2）の検査を実施している場合は、（1）の検査のみ実施することとしても差し支えない。

なお、当該他農場が摘発農場と異なる都道府県に所在する場合、摘発農場が所在する都道府県畜産主務課は、当該他農場が所在する都道府県畜産主務課に対し、必要な情報を添えて当該導入牛がPI牛であった旨を連絡する。

- (4) PI牛が他農場からの導入牛の分娩子牛（導入時に胎子であった牛に限る。）であった場合には、当該他農場、当該導入牛に種付けを実施した農場及び種付けを実施した後当該他農場に至るまでの間に所在した農場において、（3）と同様に対応する。

### 3 自主的とう汰の推進

繁殖雌牛等の所有者及び肥育牛の所有者は、PI牛が摘発された場合には、当該PI牛及びその産子\*について、速やかに自主的とう汰を行い、新たなPI牛が産まれるリスクを低減するとともに、他農場への伝播源を根絶する。

\* PI牛の産子

過去の事例において、PI牛の産子はPI牛であることが確認されていることから、当該産子については速やかに自主的とう汰を行うこと。ただし、確実な判定のため、抗原検査等を行っても差し支えない。

### 4 予防接種の指導

摘発農場では、飼養牛の多くが本病に感染していると考えられるが、全ての牛が免疫を獲得しているわけではないこと、PI牛の自主的とう汰後も農場内に多くのBVDVが存在していること、別の遺伝子型のウイルスが侵入する可能性もあること等を踏まえ、特にPI牛が摘発された繁殖雌牛等の所有者は、速やかに摘発農場の飼養牛全頭にワクチンを接種する。

都道府県は、PI牛が摘発された繁殖雌牛等の所有者だけでなく、周辺地域の繁殖雌牛等の所有者に対しても、ワクチンを接種するよう指導する。



# 牛のヨ一ネ病防疫対策要領



# 牛のヨーネ病防疫対策要領

〔平成 25 年 4 月 1 日 24 消安第 5999 号〕  
農林水産省消費・安全局長通知

## 第 1 基本方針

ヨーネ病（以下「本病」という。）は、ヨーネ菌の感染によって起こる慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等を主徴とし、発症までの数か月から数年間は、明確な症状を示さずに持続感染する不顕性感染を特徴とする反すう動物の疾病である。

我が国における本病の防疫対策については、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 5 条及び家畜防疫対策要綱（平成 11 年 4 月 12 日付け 11 畜 A 第 467 号農林水産省畜産局長通知。以下「要綱」という。）に基づき、これまで飼養牛及び導入牛の検査と、当該検査により摘発した患畜の法第 17 条の規定に基づく殺処分により、早期の清浄化を図ることに重点を置いて実施してきたところである。しかしながら、国内生産牛や羊等における本病の発生が後を絶たず、全国的なまん延が危惧されていることから、本病の防疫対策をより効果的に実施するため、法及び要綱によるもの他に、本病の発生を防止するとともに、発生時の早期発見、まん延防止を図るための総合的な対策として本要領を制定する。

都道府県は、本要領に基づき発生状況等に対応した防疫対策を推進するものとし、牛の所有者（管理者及び飼養者を含む。以下同じ。）に対し、農場における適切な飼養衛生管理方法の助言又は指導を行うとともに、計画的な検査による患畜等の摘発及びとう汰を実施するものとする。

## 第 2 定義

本要領において、次の 1 から 8 までに掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

- 1 「新規発生確認」とは、3 のカテゴリー I の農場において、本病の発生が確認されたことをいう。
- 2 「清浄確認」とは、本病の発生が確認されていないこと又は本病の発生が確認された後、第 5 に規定する措置及び第 6 に規定する対策が講じられ、患畜及び疑似患畜が確認されなくなったことをいう。
- 3 「カテゴリー I の農場」とは、清浄確認が行われており、第 3 の規定により予防対策が講じられ、かつ、第 4 の (1) に掲げるサーベイランスで陰性が確認された農場をいう。

- 4「カテゴリーⅡの農場」とは、本病の発生があり、第5に規定する措置又は第6に規定する対策を講じている農場をいう。
- 5「抗体検査」とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法若しくはエライザ法による検査又はその両方による検査をいう。
- 6「遺伝子検査（定性判定）」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法による遺伝子検査のうち、ヨーネ菌遺伝子の有無を確認するための検査をいう。
- 7「遺伝子検査（定量判定）」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法による遺伝子検査のうち、糞便抽出液2.5  $\mu$  l中の遺伝子量を基準とした判定（0.001pg/2.5  $\mu$  l以上の検体を陽性とする。）を行う検査をいう。
- 8「抗原検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項の分離培養法による細菌検査若しくは遺伝子検査（定性判定）又はその両方による検査をいう。

### 第3 発生予防対策

都道府県及び牛の所有者は、本病の発生を予防するため、次の1から3までの措置を行うものとする。

#### 1 牛の所有者への助言又は指導

都道府県は、獣医師等と連携し、牛の所有者に対し、本病の発生予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、法第12条の3の飼養衛生管理基準並びに2の(1)から(7)まで及び3の(1)から(7)までに掲げる事項を遵守するよう、助言又は指導を行うものとする。

#### 2 適切な飼養衛生管理

牛の所有者は、適切な飼養衛生管理を行うため、次の(1)から(7)までに掲げる事項を行うものとする。

- (1) 子牛は可能な限り早期に成牛（母牛を含む。）群から離して飼養すること。
- (2) 子牛への初乳給与に当たっては、清浄確認が行われており、かつ、第3に掲げる発生予防対策を講じている農場の牛の初乳又は代用初乳を摂取させること。
- (3) 分娩牛房は清潔に保つこと。
- (4) 牛の排せつ物及び排せつ物を含む敷料については、草地等への直接還元は避け、切り返し等を十分に行い、完全に熟成（堆肥化）させること。
- (5) 牛舎内、特に牛床、飼槽及びウォーターカップについては、常に清潔に保つよう、定期的に清掃し、その後、洗浄及び消毒を実施すること。

- (6) 農場入口への消毒薬の散布、牛舎入口での専用作業靴への交換、踏込消毒槽の設置等による入場車両、作業靴の消毒等の必要な措置を講ずること。
- (7) 日頃から飼養牛の健康状態を観察し、本病を疑う症状が確認された場合には速やかに獣医師又は都道府県に連絡し、必要な検査を受けること。

### 3 牛の移動の際の証明等

本病の農場への侵入は、ヨーネ菌に感染した牛の導入によるものが多いと考えられることから、牛の所有者は、出荷農場、導入農場双方の協力により次の(1)から(7)までに掲げる措置を確実に講じ、本病の発生予防に努めるものとする。

- (1) 農場への牛の導入に当たっては、出荷農場が第7の証明書によりカテゴリーⅠの証明を受けていることを確認すること。また、カテゴリーⅠの証明を受けていることを確認した農場からの導入牛であっても、導入時には抗体検査、ヨーニン検査又は抗原検査により、陰性を確認するよう努めること。
- (2) やむを得ずカテゴリーⅡの農場から牛を導入する場合にあっては、過去6か月以内に最低3か月の間隔を空けた2回以上の抗原検査により陰性が確認された個体に限ること。併せて、導入後に再度、1回以上の抗原検査を実施し、陰性を確認すること。

なお、出荷月齢等の理由から、最低3か月の間隔を空けた2回以上の抗原検査の実施が困難なものについては、1回の抗原検査により陰性を確認した個体に限り出荷できるものとする。この場合においては、導入農場において導入後に最低3か月の間隔を空けた2回以上の抗原検査により陰性を確認すること。

また、導入農場は、導入牛が出荷の際に受けた検査(結果)回数を第7の証明書により確認した上で、管轄の家畜保健衛生所へ導入後の検査を依頼すること。

- (3) カテゴリーⅠ及びⅡ以外の農場から牛を導入する場合は、第7の証明書により陰性を確認するよう努めること。陰性の確認されていない個体については、導入農場において、抗体検査、ヨーニン検査又は抗原検査により、陰性を確認するよう努めること。
- (4) 牛の出荷農場は、(1)から(3)までの確認が円滑に行われるよう、第7の規定に基づき、必要な証明書の交付を管轄の家畜保健衛生所から受けること。
- (5) 牛を導入した場合には、当該牛について、(1)から(3)までの確認が終了するまでの間、隔離牛舎、空き牛舎等を利用し、他の飼養牛と接触させないよう隔離飼育すること。

ただし、肥育のみを行う農場における牛の導入にあっては、(1)から(3)までの検査及び隔離飼育は必ずしも必要ではない。

(6) 家畜共進会等の催物を目的とした、カテゴリーⅡの農場からの牛の一時的な移動に当たっては、当該催物の開催者から出場の許可を得た場合であっても、当該移動牛について少なくとも(2)の規定に準じ、本病の陰性を確認すること。

また、カテゴリーⅡ以外の農場からの牛の移動についても、抗体検査、ヨーニン検査又は抗原検査により、陰性を確認するよう努めること。

(7) カテゴリーⅡの農場からの牛の移動に際しては、隔離・消毒の徹底等、輸送中の他の農場の牛が本病に感染することを防ぐための措置を講ずること。

#### 第4 患畜又は疑似患畜の判定

家畜防疫員は、次の(1)から(4)までの検査を実施し、規則別表第1ヨーネ病の項の規定に基づき、本病の患畜又は疑似患畜(以下「患畜等」という。)を判定するものとする。

(1) 法第5条に基づく検査(サーベイランス)

(2) 第3の3の(1)から(3)までの規定に基づく検査(以下「移動牛検査」という。)

(3) 第5の4及び第6に規定された同居牛の検査

(4) その他病性鑑定等による自主検査

#### 第5 患畜等確認時の防疫措置

都道府県は、獣医師及び患畜等の所有者等と連携し、次の1から6までに掲げる防疫措置を講ずるものとする。

##### 1 患畜等の隔離

本病の患畜等の所有者に対し、法第14条第1項の規定に基づき患畜等を速やかに隔離するよう指示する。

##### 2 殺処分命令

本病の患畜の所有者に対し、法第17条第1項の規定に基づき、患畜が確認された後2週間以内に当該患畜の殺処分を行うよう命ずる。

##### 3 消毒等

患畜等が確認された農場においては、所有者に対し、法第25条第1項の規定に基づき、牛舎等の消毒を行うよう指示するとともに、糞尿(発酵が不十分な堆肥を含む。)の適正な処理について指導する。

#### 4 患畜確認時の検査

患畜が確認された農場においては、直ちに、法第 31 条又は法第 51 条に基づき、(1) 及び (2) に従い検査を実施する。ただし、第 3 の 3 の (1) から (5) までの規定に基づき、検査及び隔離飼育中（直接又は間接的に他の飼養牛との接触のない場合）に患畜が確認された場合にあっては、この限りではない。

(1) 当該農場で飼養されている繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養されている 6 か月齢以上の全ての牛について、次のいずれかの検査（以下「同居牛検査」と総称する。）を実施すること。ただし、同居牛検査時に水様性下痢、栄養不良、泌乳量の低下等の臨床症状を示す個体については、②の検査を選択するとともに、糞便の細菌検査（直接鏡検）も併せて実施すること。また、検査日前 1 か月の間に次の①又は②の検査方法で検査を実施している場合は、当該検査を同居牛検査の一部とみなすことができる。

- ① 抗体検査により陽性となった個体について実施する遺伝子検査（定量判定）
- ② 分離培養法による細菌検査若しくは遺伝子検査（定量判定）又はその両方による検査

(2) 当該農場で飼養されている牛のうち、6 か月齢未満の牛については、本病の発生状況等を踏まえ、ヨーニン検査等を実施すること。

#### 5 出荷農場に対する措置

移動牛検査で患畜が確認された場合は、検査の結果及び疫学的な関連を考慮し、出荷農場に対し法第 51 条及び 4 に基づく検査を行うものとする。

なお、出荷農場が患畜の確認された農場が所在する都道府県以外に所在する場合には、当該都道府県は出荷農場の所在する都道府県に連絡し、連絡を受けた都道府県は出荷農場について必要な検査等を行うものとする。

#### 6 病性鑑定の実施

本病の患畜については、細菌学的検査、病理学的検査等の病性鑑定を実施し、必要に応じて、その検査結果及び病性鑑定材料を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に送付する。

### 第 6 まん延防止対策

都道府県は、獣医師及び患畜の所有者等と連携し、第 5 に規定する患畜等確認時の防疫措置終了後、次に掲げるまん延防止対策を講ずるものとする。

#### 1 まん延防止のための検査

まん延防止のための検査は、(1) 及び (2) に従い実施する。ただし、新規

発生確認の際に、水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等の臨床症状を示す患畜が確認された農場又は第5に規定する措置若しくは1から3までの対策を実施している際に患畜が確認された農場等については、(1)の最終検査後2年間、少なくとも年1回同居牛検査を実施する。

- (1) 第5の4の(1)に規定する検査の後、まん延防止のため、少なくとも年3回の同居牛検査を実施すること。
- (2) 第5の4の(2)に規定する検査を実施すること。

## 2 自主検査の推進

都道府県は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、第5の4及び1に規定する検査の他に、自主的な検査を実施するよう、助言又は指導を行うものとする。

## 3 自主とう汰の推進

都道府県は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、次の(1)から(3)までのいずれかの項目に該当する牛が確認された場合には速やかに自主的とう汰するよう助言又は指導する。ただし、自主とう汰後も、当該とう汰牛については、分離培養法による細菌検査を継続して行い、ヨーネ菌が分離された場合には、第5に規定された防疫措置を講ずる。

- (1) 高度な汚染が想定される農場で飼養されており、患畜と疫学的に関連が高いもの
- (2) 遺伝子検査(定性判定)の結果、検体中にヨーネ菌遺伝子が確認されたもの(ただし、遺伝子検査(定量判定)の結果、陽性となったものを除く。)
- (3) エライザ法による検査で陽性となったもの

## 第7 検査証明書の交付

都道府県の家畜保健衛生所は、牛の所有者から、当該農場がカテゴリーIであることの証明又はヨーネ病検査において陰性であったことの証明に係る申請があった場合は、必要な事項について確認の上、別記様式例により証明書を交付する。

( 別記様式例 1 )

## 農場カテゴリー I 証明書交付申請書

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿 ※証明書を発行する者

住所  
申請者  
氏名 印

農場で飼養している牛を移動させたいので、当該農場が牛のヨ－ネ病防疫対策要領（平成25年4月1日24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知）においてカテゴリー I に分類される農場であることを証明願います。

記

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1 農場名<br>(所有者名) |  |
| 2 農場所在地         |  |

(別記様式例2)

第〇〇〇〇号

農場カテゴリー I 証明書

〇〇 〇〇 殿

下記の農場は牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知）において、カテゴリー I に分類されることを証明します。

記

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1 農場名<br>(所有者名) |  |
| 2 農場所在地         |  |
| 3 最終検査実施年月日     |  |
| 4 その他           |  |

平成 年 月 日

〇〇〇〇 印  
※証明書を発行する者

カテゴリー I とは

本病の発生が確認されていない、又は本病の発生が確認されたが本要領第5に規定する措置及び第6に規定する対策を講じ、すべての検査での陰性が確認されたものであって、第3の規定により予防対策を講じており、かつ、第4の1に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。

(別記様式例3)

## ヨーネ病検査証明書交付申請書

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿 ※証明書を発行する者

住所  
申請者  
氏名 印

飼養している下記の牛を農場から移動させるので、ヨーネ病の検査の結果を証明願います。

## 記

|      |                       |  |
|------|-----------------------|--|
| 移動先  | 1 移動予定年月日             |  |
|      | 2 移動先等先<br>(所在地、農場名等) |  |
| 農場名等 | 1 農場名<br>(所有者名)       |  |
|      | 2 農場所在地牛              |  |
| 牛名号等 | 1 品種                  |  |
|      | 2 性別                  |  |
|      | 3 名号                  |  |
|      | 4 個体識別番号              |  |
|      | 5 生年月日                |  |

(別記様式例 4)

第〇〇〇〇号

ヨーネ病検査証明書

〇〇 〇〇 殿 ※証明書を発行する者

下記の牛についてヨーネ病の検査の結果を証明します。

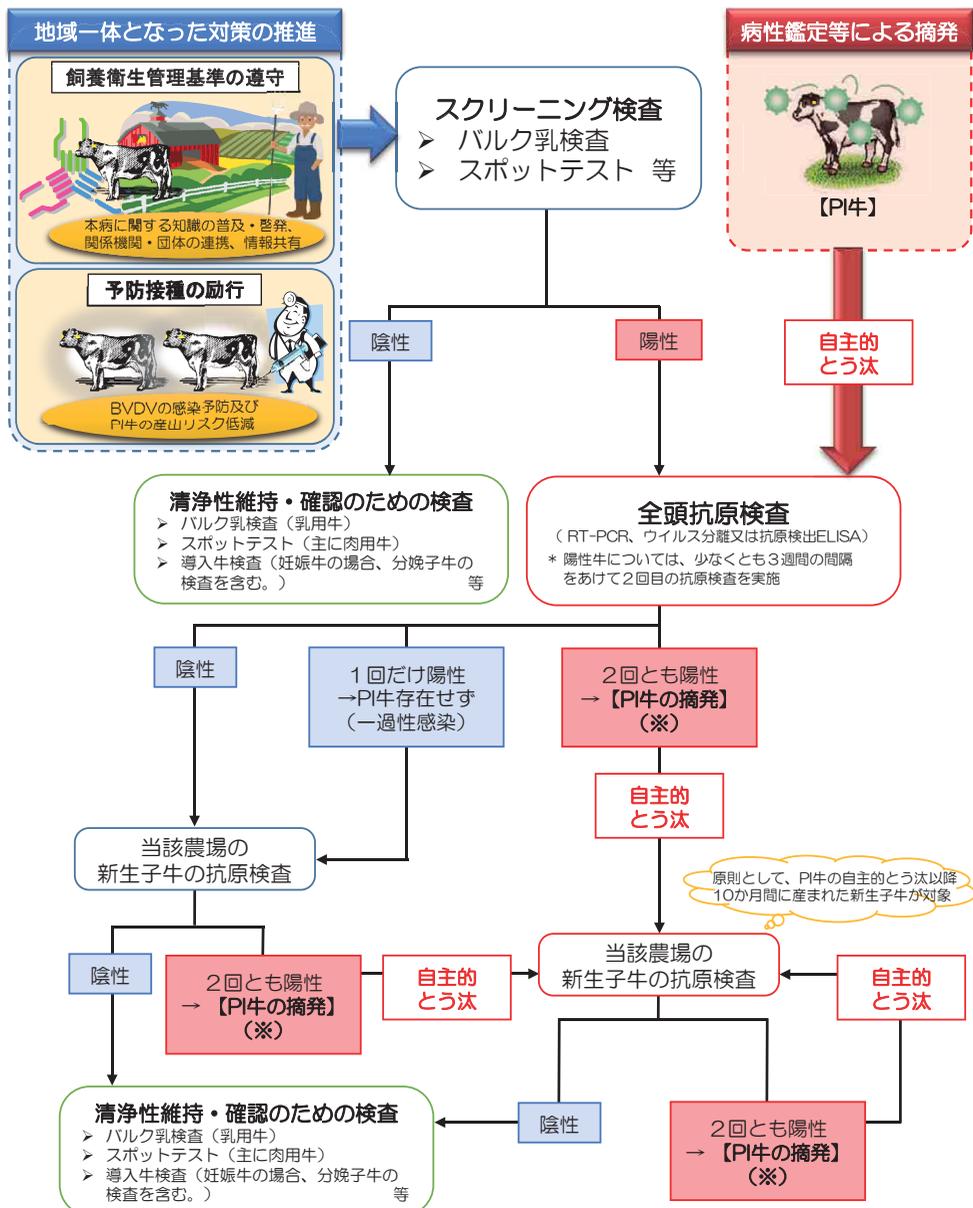
記

|                          |                         |            |       |     |
|--------------------------|-------------------------|------------|-------|-----|
| 農場名等                     | 1 農場名 (所有者名)            |            |       |     |
|                          | 2 農場所在地等                |            |       |     |
|                          | 3 患畜の最終発生日              |            |       |     |
|                          | 4 農場における最終発<br>生後の検査回数※ |            |       |     |
| 牛<br>名<br>号<br>等         | 1 品種                    |            |       |     |
|                          | 2 性別                    |            |       |     |
|                          | 3 名号                    |            |       |     |
|                          | 4 個体識別番号                |            |       |     |
|                          | 5 生年月日                  |            |       |     |
|                          | 1 検査の種類                 | リアルタイムPCR法 | 分離培養法 | その他 |
|                          | 2 採材日 / 判定日             |            |       |     |
|                          | 2回目<br>〇〇回目             |            |       |     |
| 3 結果                     | 陰性                      | 陰性         | 陰性    |     |
| 導入農場における2回以上の<br>再検査の必要性 |                         | 必要/不要      |       |     |

# 参 考 资 料



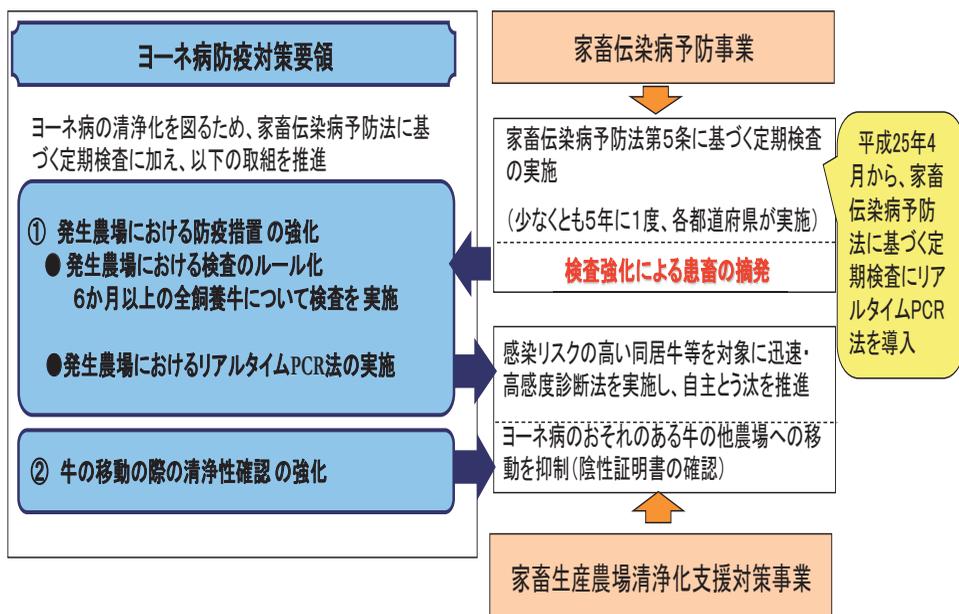
# 牛ウイルス性下痢・粘膜病の防疫対策（イメージ）



※ 2回の抗原検査（RT-PCR、ウイルス分離又は抗原検出ELISA）を実施し、判定する。

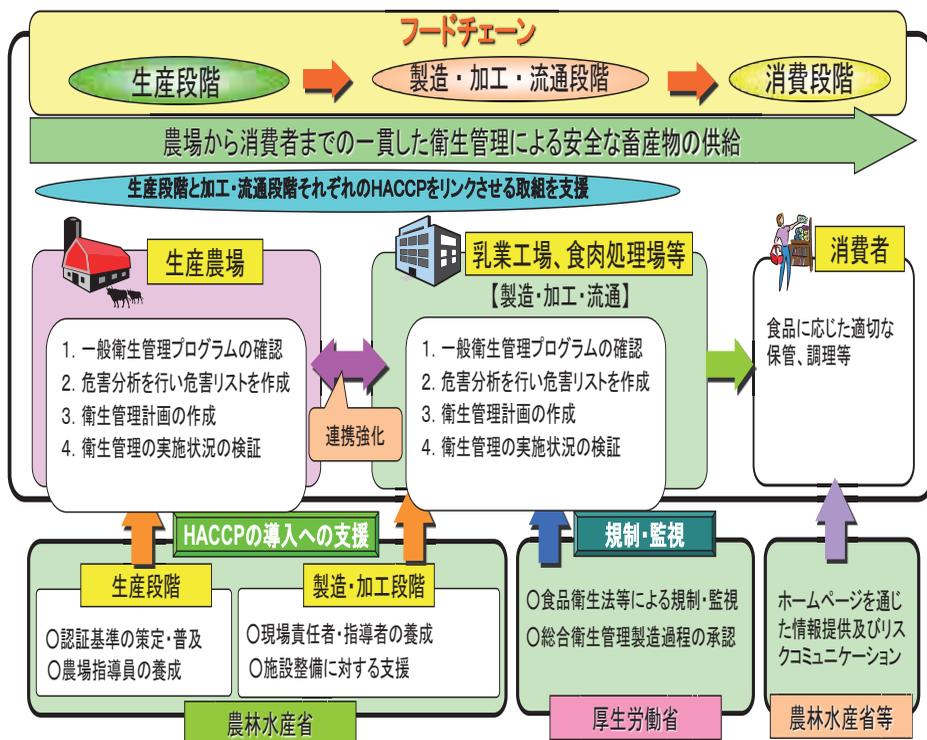
## ヨーネ病対策

- ・牛に頑固な下痢を起こさせる細菌性の慢性伝染病。治療方法がなく、感染牛は同居牛に感染を広げることから、家畜伝染病予防法に基づく定期検査により、感染牛の摘発とう汰を推進。
- ・摘発増加(平成10年:785頭→平成18年:1,179頭)を受け、平成18年11月、「ヨーネ病防疫対策要領」を策定し、自主とう汰の推進、導入時の陰性証明確認等の清浄化対策を強化。
- ・平成19年10月の牛乳等の自主回収を受け、20年7月から定期検査にスクリーニング検査法を導入。
- ・平成25年度から、従来のエライザ法を中心とした検査体制に代えて、リアルタイムPCR法による検査体制を導入。併せて、平成25年度4月1日付けで牛のヨーネ病防疫対策要領の全部を改正。



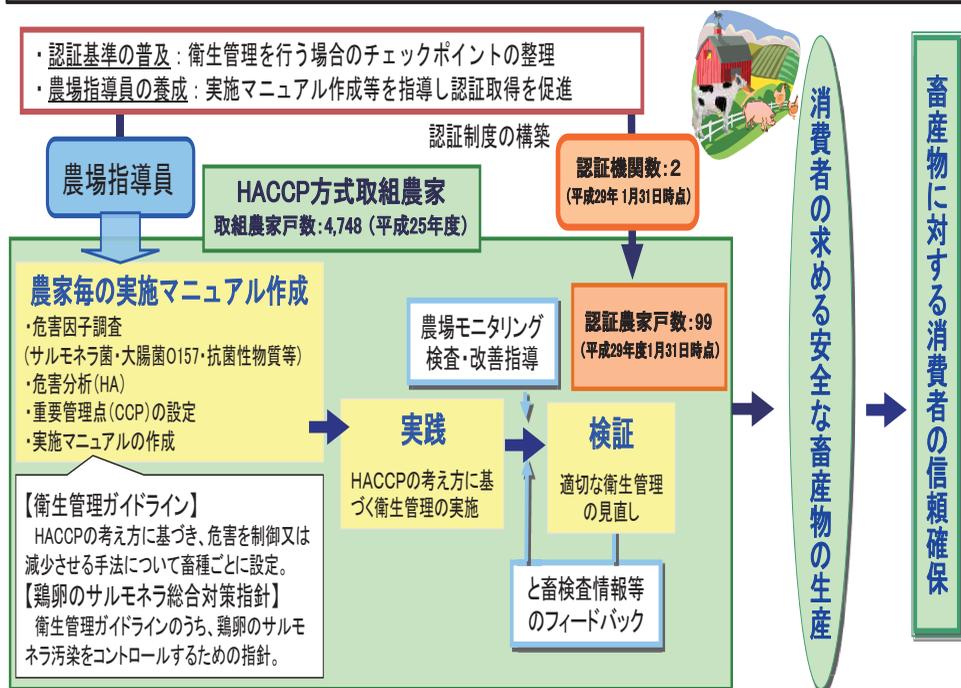
## 我が国畜産物の安全の確保について

- ・ 畜産物による健康被害を防止するため、生産段階等や地域が連携し、食卓に届くまでの一貫したリスク低減のための衛生管理(フードチェーンアプローチ)が必要
- ・ このため、農林水産省においては、生産段階及び製造・加工段階に対する衛生管理の推進のための支援を実施



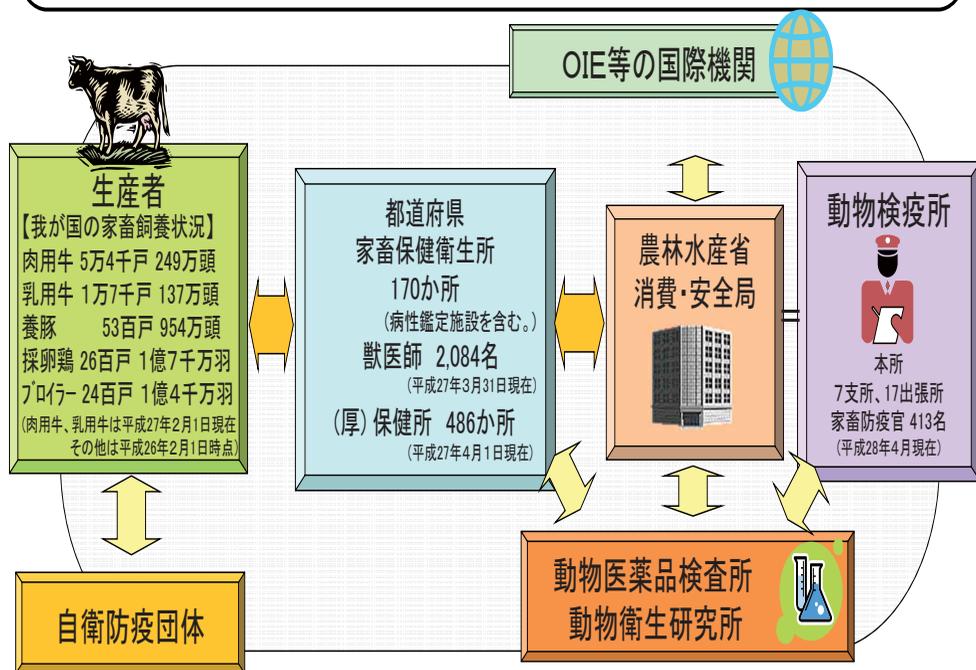
## 農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・農場段階におけるHACCPの考え方を取り入れた「衛生管理ガイドライン」を策定(平成14年度)
- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- ・農場指導員を養成するとともに(平成20年度～)、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施(平成21年度～)。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表(平成21年度)するとともに、認証制度の構築を推進。
- ・民間での農場HACCPの認証手続きが開始(平成23年度～)。



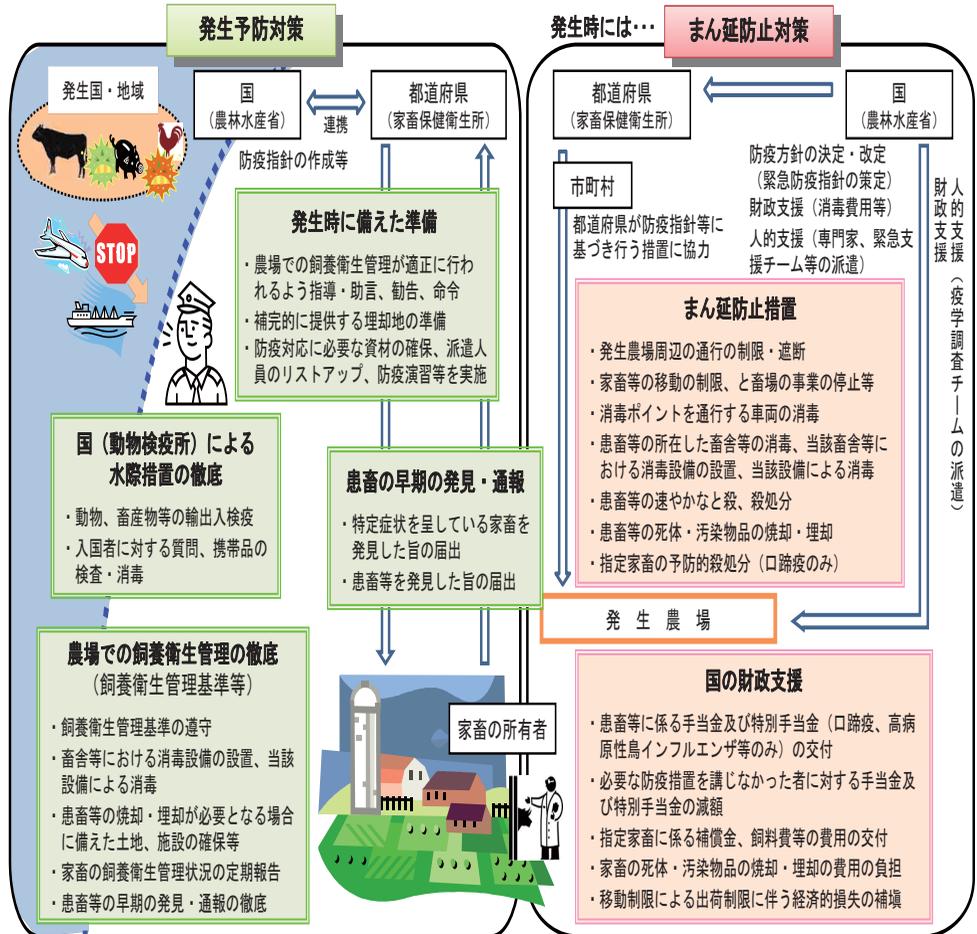
## 我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究所等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



# 家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的: 家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。



## 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律のポイント

- 平成22年度の宮崎県における口蹄疫の発生状況や同年度の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- 上記改正のうち、財政支援の強化等については同年7月1日から、入国者に対する質問、飼養衛生管理基準の内容の追加、一定症状の届出義務等については同年10月1日から、それぞれ施行。

### 発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

### 早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

### その他

- ・ 家畜の伝染性疾病の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

### 迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

### 財政支援の強化

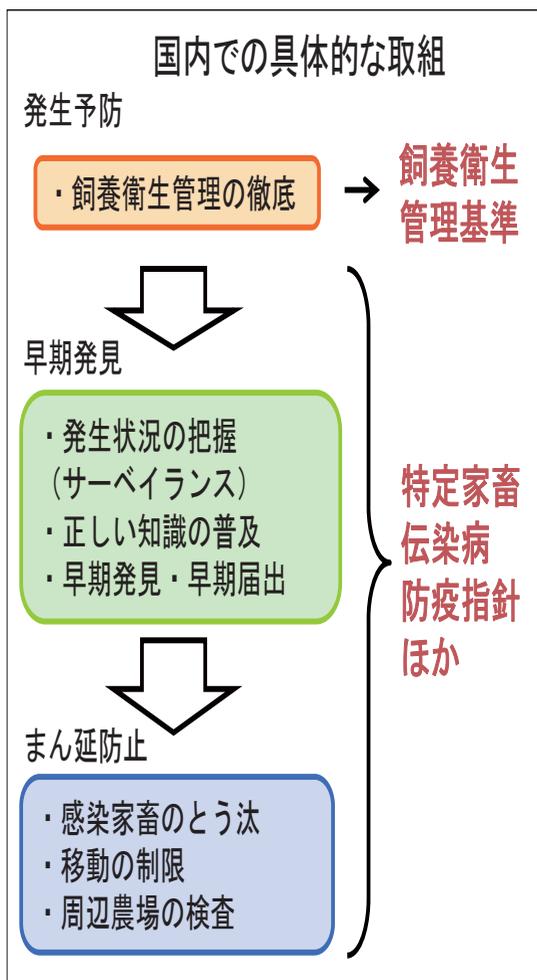
- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

## 国内防疫の取組

(1) 国は、都道府県と連携して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組を実施。

(2) 発生予防として衛生管理の徹底やサーベイランスによる発生状況の把握、ワクチン接種の指導等を実施。

(3) 疾病の発生時には、まん延を防止するため感染家畜の処分や移動制限などを実施。



# 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- ・農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け（平成23年10月～）、家畜の伝染性疾患の発生を予防。
- ・飼養衛生管理の徹底は、食品の安全性を確保するための生産段階における取組ともなる。

## 農場における衛生管理の徹底(家畜伝染病予防法)

### ○ 家畜の飼養衛生管理基準の設定

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 2 衛生管理区域の設定
  - ・徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 3 衛生管理区域への病原体の持込み防止
  - ・不要不急な者の立入りの制限
  - ・消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
- 4 野生動物等からの病原体の感染防止
  - ・給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
  - ・養鶏農家の防鳥ネット等の整備
- 5 衛生管理区域の衛生状態の確保
  - ・畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 6 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
  - ・毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
- 7 埋却地の確保等
  - ・埋却地の確保又は焼却・化製のための準備
- 8 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保存
  - ・入場者に関する記録の作成・保存
- 9 大規模所有者に関する追加措置
  - ・家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の設置
  - ・通報ルールの作成

## と畜場・食鳥処理場

## 食肉・食鳥処理・加工場

## 卸売・小売業者

## 消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保（と畜場法・食品衛生法）

- 病畜の廃棄（全部又は一部）
- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止

### 都道府県による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

定期報告

原則として  
年1回以上  
農場へ立入検査

指導・助言

勸告

命令

罰則

命令違反者に対しては...

## 動物検疫の取組

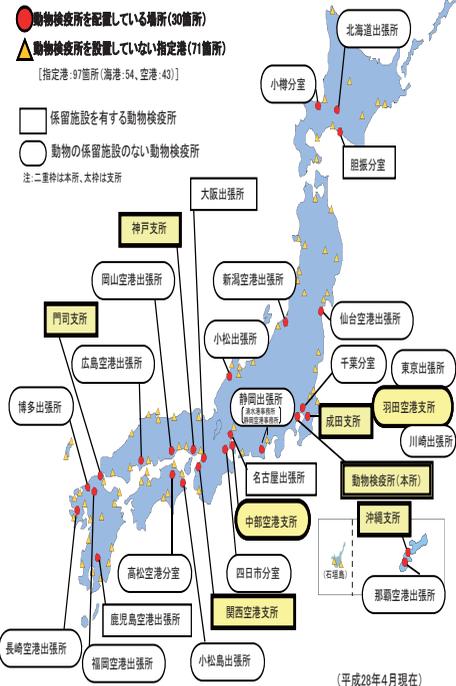
### (1) 目的

- ① 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾患の侵入防止
- ② 狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止
- ③ 水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾患の侵入防止

### (2) 体制

- ① 動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画・実施。
- ② 動物検疫所(横浜本所のほか、全国に7支所・17出張所を設置)において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

### 【動物検疫所の配置と指定港】



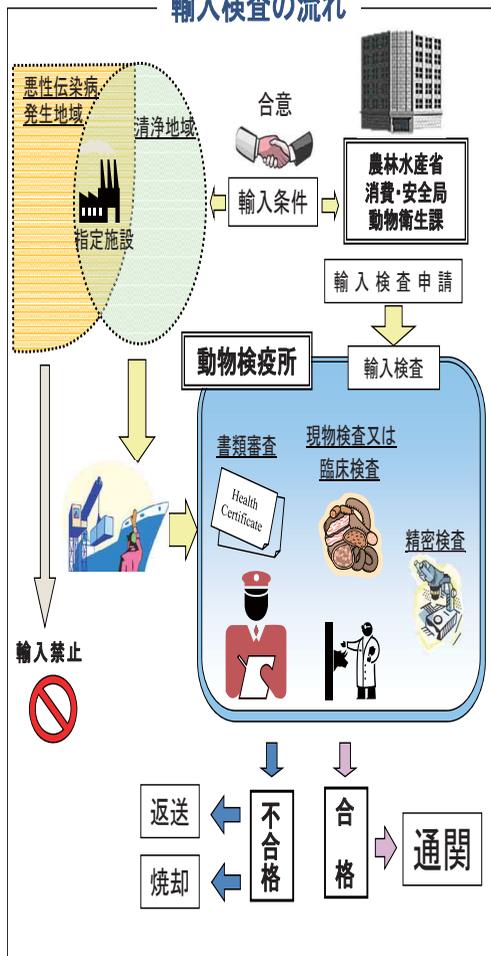
### 【家畜防疫官数、機関数の推移】

| 年度(平成)    | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 家畜防疫官数(人) | 326 | 337 | 345 | 356 | 369 | 372 | 373 | 376 | 394 | 402 |
| 機関数(か所)   | 24  | 24  | 24  | 24  | 24  | 24  | 24  | 24  | 25  | 25  |

注: 定員は年度未定員。

## 動物検疫の仕組み

### 輸入検査の流れ



### ○ 検疫の対象となる動物の係留期間

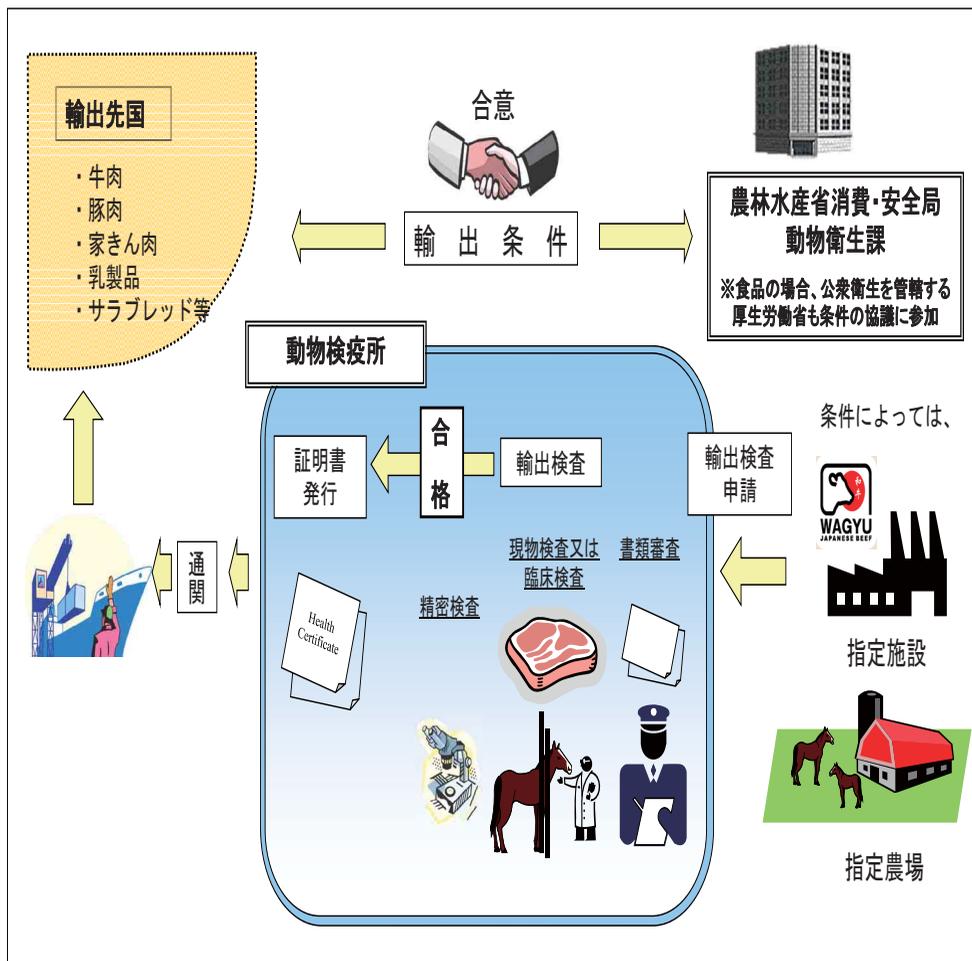
|                                   | 輸入              | 輸出     |
|-----------------------------------|-----------------|--------|
| 牛・豚などの偶蹄類の動物                      | 15日             | 7日     |
| 馬                                 | 10日             | 5日     |
| 鶏、うずら、きじ、ダチョウ、<br>ぼろぼろ鳥、七面鳥及びひかも類 | 10日             | 2日     |
| 初生ひな                              | 14日             | 2日     |
| 犬等                                | 12時間以内<br>～180日 | 12時間以内 |
| 猿                                 | 30日             | *      |
| 兎など上記以外の動物                        | 1日              | 1日     |

\* 法的規制なし

### ○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

## 輸出検査の流れ



# 日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

## 1. 輸出が可能な主な品目及び国・地域

(平成28年7月6日現在)

| 品目      | 国・地域   | 貿易量(平成27年)            |               |
|---------|--|-----------------------|---------------|
| 牛肉      | 香港、マカオ、タイ、シンガポール、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、タジキスタン、モンゴル、UAE、カタール、バーレーン、EU、ロシア、米国、カナダ、メキシコ、ブラジル <sup>※1</sup> 、ニュージーランド、豪州(常温保存可能牛肉製品) <sup>※2</sup> 等 | 1,611トン(110億円)        |               |
| 豚肉      | 香港、マカオ、台湾、シンガポール、ベトナム、カンボジア、ドバイ等   | 1,497トン(8億円)          |               |
| 家きん肉    | 香港、ベトナム、カンボジア等   | 9,031トン(17億円)         |               |
| 殻付き家きん卵 | 香港、台湾、シンガポール等  | 2,308トン(6億円)          |               |
| 乳製品     | LL牛乳   | 香港、台湾、韓国、タイ、シンガポール等   | 3,368トン(7億円)  |
|         | チーズ  | 香港、マカオ、台湾、タイ等         | 552トン(8億円)    |
|         | 育児用粉乳  | 香港、マカオ、台湾、ベトナム、パキスタン等 | 3,243トン(53億円) |
|         | アイスクリーム  | 香港、マカオ、台湾、シンガポール、米国等  | 3,545トン(20億円) |
| 牛皮      | 香港、台湾、韓国、タイ、ベトナム、インド等  | 8,738トン(25億円)         |               |
| 豚皮      | 香港、台湾、韓国、タイ、フィリピン、ベトナム等  | 65,638トン(90億円)        |               |

※1 地方自治体及び動物検疫所への通知後、証明書の発行が開始され、実際の輸出が可能となる。

資料:財務省「貿易統計」

※2 牛肉の貿易量には含まない

## 2. 輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

○牛肉:豪州、台湾、中国、韓国、マレーシア、ブルネイ、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、レバノン、南アフリカ、ペルー、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ

○豚肉:EU、米国、韓国、タイ、フィリピン

○家きん肉:EU、米国、ロシア、台湾、中国、韓国、マカオ、シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、モンゴル、パキスタン

○家きん卵:EU、米国、ロシア、マカオ、韓国、インドネシア、フィリピン、マレーシア ○家きん卵(携帯品):シンガポール

○乳・乳製品:EU、中国 ○牛・豚原皮:中国

## 動物衛生課の組織・関係法律

### 動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括及び総務班
- ・保健衛生班

#### 家畜防疫対策室

- ・防疫企画班
- ・防疫業務班
- ・調査分析
- ・病原体管理班

#### 国際衛生対策室

- ・国際衛生企画班
- ・国際獣疫班
- ・リスク分析班
- ・検疫企画班
- ・査察調整班
- ・検疫業務班

### 動物衛生課関係法律

| 法律名                              | 概要   |
|----------------------------------|--|
| 家畜伝染病予防法                         | 家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。  |
| 狂犬病予防法                           | 狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。  |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。            |
| 家畜保健衛生所法                         | 家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。               |
| 牛海綿状脳症対策特別措置法                    | BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。 |

## **公益社団法人 中央畜産会**

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2  
第2 ディアイシービル 9階  
電話 03-6206-0835 FAX 03-3256-9311



## 公益社団法人 中央畜産会

〒 101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2  
第2ディーアイシービル 9階  
電話 03-6206-0835 FAX 03-3256-9311